



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2985 号 2016.4.26 発行

社説：ハンセン病法廷 差別的運用が偏見を助長した 読売新聞 2016年04月26日

人権侵害を正すべき裁判所が、ハンセン病患者への差別を助長した。司法の汚点である。ハンセン病患者が当事者の裁判を隔離施設の特別法廷で行ったことについて、最高裁が調査報告書をまとめた。「ハンセン病患者の人格と尊厳を傷つけた」と謝罪した。

1996年に、らい予防法が廃止されるまで強制隔離政策を続けた政府と、法の廃止を怠った国会は、2001年に謝罪している。三権のうち、残る司法が、遅きに失したとはいえ、過ちを認めたのは、大きな節目である。

憲法は、公開の法廷で裁判を行うよう定めている。

これに基づき、裁判所法は、最高裁が必要と判断した場合に限り、裁判所以外での開廷を認めている。裁判所が被災するなど例外的なケースを想定したものだ。

地裁や高裁が最高裁に提出したハンセン病患者関連の特別法廷の設置申請は、48～72年に96件に上る。最高裁はこのうち95件で設置を認めた。特効薬の普及などで隔離の必要はなくなったとされる60年以降も、27件が開廷された。

ハンセン病以外の疾患を理由とする申請の認可率は15%にとどまる。報告書が、遅くとも60年以降の運用について、「裁判所法に違反すると言わざるを得ない」と結論付けたのは、当然である。

60年以前を含め、最高裁がいわば機械的に特別法廷の設置を認めていたことは間違いない。

検証に際し、最高裁は有識者委員会に意見を求めた。

特別法廷の設置を巡る最高裁の運用について、有識者委は、憲法が保障する法の下での平等に違反すると指摘した。裁判の公開原則の観点からも、違憲の疑いが拭いきれないとの見方を示した。

これに対し、最高裁は「合理性を欠く取り扱い」だったなどと認定したものの、明確な憲法判断には踏み込まなかった。一方で、療養所の正門に開廷を告示したことなどは、公開の要請を念頭に置いた対応だったと評価した。

社会と隔離された施設で開廷することが公開の要請を満たしていると言えるのか、疑問である。

裁判官の独立を尊重するため、特別法廷で審理された判決内容の是非については、検証の対象外となった。それはやむを得ないとしても、特別法廷という異例の場で公正な裁判が行われたのか、元患者らの疑念は根強い。

差別的運用により、裁判への信頼が損なわれた。そのことに対する最高裁の責任も重い。

社説：ハンセン病 司法の差別、決着せぬ 朝日新聞 2016年4月26日

「人権の砦（とりで）」たる最高裁として、これで問題が決着したといえるのだろうか。

ハンセン病患者の裁判がかつて、隔離された「特別法廷」で開かれていたことをめぐり、最高裁はきのう、元患者らに「患者の人格と尊厳を傷つけたことを深く反省し、お詫（わ）

びする」と謝罪した。

裁判を隔離した判断のあり方は差別的だった疑いが強く、裁判所法に違反すると認めた。最高裁が司法手続き上の判断の誤りを認めて謝罪するのは極めて異例であり、検証作業をしたこと自体は評価できるだろう。

だが、注目された違憲性の判断に関しては、憲法上の「裁判の公開」の原則には反しない、と結論づけた。

果たしてハンセン病への差別や偏見に苦しめられてきた元患者や家族に受け入れられる判断だろうか。

同時に公表された最高裁の有識者委員会の意見は、憲法上の二つの点で疑問を突きつけている。まず、法の下での平等に照らして特別法廷は「違反していたといわざるを得ない」と断じている。さらに裁判の公開原則についても「違憲の疑いは、なおぬぐいきれない」とした。

すでに05年、厚生労働省が設けた検証会議も、同様の憲法上の問題点を指摘していた。それを長く放置してきた最高裁が出した今回の判断は、たび重なる指摘に正面から答えたとは言いがたい。

検証会議はこの時、ハンセン病患者とされた熊本県の男性が殺人罪に問われ、無実を訴えながら死刑執行された「菊池事件」にも言及していた。男性が裁かれた特別法廷について、「いわば『非公開』の状態で行った」と指摘していた。

事件の再審を求める弁護士や元患者らが、特別法廷の正当性の検討を最高裁に求めて始まったのが今回の検証だった。それだけに元患者団体は「自らの誤りを真摯（しんし）に認めることを強く求める」と、違憲性を認めなかったことに反発している。

今回の最高裁の検証では、「裁判官の独立」を理由に、個別の事件の判断は避けられた。だが、手続きに問題があれば、裁判そのものに疑いが生じかねない。本来なら個別事件も検証し、被害救済や名誉回復まで考慮すべきだろう。今後、再審請求があれば、裁判所は真剣に対応すべきだ。

差別や偏見のない社会に少しでも近づけるために、今回の検証をどう役立てるのか。謝罪を超え、最高裁はさらにその責任を負い続けなくてはならない。

社説：ハンセン病 遅すぎた司法の反省

中日新聞 2016年4月26日

「人格と尊厳を傷つけ、お詫（わ）び申し上げる」。かつてハンセン病患者の裁判を隔離先の療養所などの「特別法廷」で開いた問題で、最高裁が謝罪した。あまりに遅い司法の反省と言わざるを得ない。

ハンセン病の特別法廷が開かれたのは一九七二年までだ。九十五件ある。憲法は裁判は公開の法廷で開くと定めているが、裁判所法には「必要と認める時は裁判所以外で法廷を開ける」との定めもある。この規定が使われた。

感染力が極めて弱く、完治できる病気だが、誤解もあり、医学的根拠もないまま、隔離政策で患者は療養所に収容されていた。裁判も同様に特別法廷で“隔離”されていたわけだ。

感染を恐れた裁判官や検察官、弁護士が予防服を着て、証拠を火箸で扱うという異様な光景もあったという。

問題なのは、殺人罪に問われた元患者が無実を訴えながら特別法廷で死刑を宣告され、のちに執行された事件も存在することだ。一般人の傍聴が極めて困難な、いわば「非公開」の状態で行ったと指摘されている。公開の原則が守られなかったのなら、手続きとして正当かどうか疑わしい。

今回、最高裁は特別法廷について、「(一般人の) 訪問が事実上不可能な場所であったとまでは断じがたい」としている。だが、本当にそうか。ハンセン病の療養所は隔離と差別の場だった。

裁判は一般人に実質的に公開されていたのだろうか。有識者の意見は「公開原則を満たしていたかどうか、違憲の疑いは、ぬぐいきれない」と記している。

公開の原則、平等の原則が貫かれていたか。最高裁には今後も徹底的な検証を求めたい。

つまり、最高裁が誤りを認めているのは、六〇年以降も特別法廷を開き続けていたことだ。その時点では既に確実に治癒する病気であったし、国内外で強制隔離の必要性が否定されていた。だから、裁判所法に反するとしたのだ。

だが六〇年以前の特別法廷に問題はなかったのだろうか。もっと早い時点で特別法廷の問題に気づけなかつたらどうか。それが悔やまれる。何より謝罪まで時間がかかりすぎている。

二〇〇一年には熊本地裁がハンセン病の強制隔離政策を違憲と判断し、首相や衆参両院も反省と責任を認めた。最高裁もその時点で調査を開始できたはずだ。司法は人権の砦（とりで）でなければならない。あらためて、自覚を促したい。

社説：SNSと震災 賢く利用し被災者支援を 西日本新聞 2016年04月24日

熊本地震の被災地で、フェイスブックなどの交流サイト（SNS）を舞台とした支援活動が広がっている。

安否確認や避難所の物資不足、道路通行の可否など多種多様な情報が飛び交い、実際に被災者の生活に役立っている。

一方で、発信者が分からない匿名性や容易な転送・拡散に起因する問題も表面化してきた。

まず気をつけたいのは「ライオンが逃げた」「川内原発で火事」といった悪質なデマである。「北部九州で大地震が起きる」など不安をあおる流言も出回っている。どれも落ち着いて調べれば、根拠がないことはすぐに分かる。

「避難所で食料が不足している」といった大切な情報も、繰り返し転送され、拡散する間に支援のタイミングがずれることがあるだろう。結果的に、特定の避難所に物資が集中するミスマッチを招く原因にもなりかねない。

本当に重要な情報を埋もれさせないためにも、利用者には確度や転送の必要性を判断するリテラシー（読解力）が求められる。

2013年に東京都・伊豆大島で起きた大規模な土砂災害では、IT技術者らがボランティアグループをつくり、SNSに交錯する情報を集約・整理して、復旧対策に活用した。参考にしたい。

熊本地震でもフェイスブックで若者らがグループを立ち上げ、スーパーやガソリンスタンドの営業状況、給水所の場所といった情報を集約する活動を始めた。

こうしたグループの活動と行政の連携を強め、具体的な支援策に反映させたい。

忘れてはならないのは、普段の生活でもインターネットやパソコンを使っていない高齢の被災者なども少なくないことだ。

「情報格差」が不利益とならないように配慮したい。避難所などでSNSを使う人は積極的に周囲のお年寄りや子どもの声も吸い上げ、情報を発信してほしい。

きめ細かな支援を被災地の隅々にまで行き渡らせたい。賢く使えば、SNSは有効な道具になる。

障害者を孤立させない 支援センターが発足、熊本市で初会合【熊本県】

西日本新聞 2016年04月26日

東日本大震災の被災地で支援活動に取り組んできた全国組織「日本障害フォーラム」（JDF）は25日、熊本障害者支援センター（仮称）を発足させ、熊本市で初会合を開いた。事務局長に就任した東俊裕さんは「障害者を孤立させてはいけない」と話し、早急にJDF

Fを中心に実態調査を行う方針を示した。

参加した各団体から現状が報告されたJDF熊本障害者支援センターの初会合

支援センターは、20日に発足した「被災地障害者センターくまもと」と一体となり、被災した障害者の支援に取り組む予定。

初会合には、障害者団体代表や研究者など約40人が参加。JDF関係者が、東日本大震災時の支援状況などを紹介した。参加者からは「各避難所で障害者の確認をしてほしい」「発達障害者が環境の変化に適應できない」など、具体的な取り組みについて意見が交わされた。支援センター事務局＝096（234）7728。



発達障害者配慮なく＝避難所入れず物資困窮一家族ら「無理解を痛感」・熊本地震

時事通信 2016年4月26日

発達障害の子供を持つ家庭に届ける支援物資を仕分ける古木満雄さん＝22日午後、熊本市



熊本地震では、自閉症など発達障害を持つ子供やその家族の多くが、トラブルを恐れて避難所に入れず、車や自宅での生活を強いられている。行列に長時間並べず、食料や水の配給すら受けられない人も。東日本大震災で同様の問題が多発したため、厚生労働省などは必要な対応をパンフレットにまとめたが、教訓が生かされたとは言い難い。

被災による環境変化に対応できない発達障害の人は、共同生活になじめずパニックを起こしたり、大声を上げたりすることがある。制止や叱責が混乱を助長する場合もあり、周囲の理解と支援

が必要だ。

『物資が欲しければ避難所に入ればいい』と門前払いされた。入れないから苦しんでいるのに」。発達障害の息子（15）がいる熊本市の岡田丈二さん（50）は悔しそうにつぶやいた。16日未明の本震でライフラインが止まったが、地震におびえ落ち着きをなくした息子を見ると、周囲への迷惑が不安で避難所に行けなかった。

自宅の備蓄が底を尽き、助けを求めた避難所で掛けられたのは「一人一つ、平等なので欲しければ並んでください」という言葉。息子連れで長時間並ぶのは不可能で、手ぶらで自宅に戻った。

同じ境遇の人から相談を受けた古木満雄さん（63）は、発達障害を持つ次男を施設に預けて支援に奔走。同市の支援センターに掛け合い、何とか回してもらった物資を障害者のいる家庭に配った。センターもそこで問題に気付き、ようやく21日に物資を受け取れない人向けの配給を始めた。

「誰も避難できず、じっと我慢していた」と振り返る古木さん。避難所でパンフレットを見せて説明しても取り合ってもらえず、「普段以上に理解のなさを痛感した」と話した。

「張り詰めた中で問題を起こせば地域に住めなくなる。避難所に入れない自分たちはどこにいけばいいのか」と話すのは、自閉症の娘を持つ益城町の玉作恵子さん（58）。過去の台風や防災訓練でも全く対応がなく、「高齢者らと同じ配慮の目を少しでも向けてほしい」と訴えた。

厚労省所管の発達障害情報・支援センターの東日本大震災翌年の調査では、岩手、宮城、福島の3県で回答した276人中、避難所に行ったのは23%。「問題なく過ごせた」のはその18%だけだった。同省の担当者は「市などと連携し、熊本地震の実態把握や対策に努めたい」と話した。（

三木から熊本・西原村へ 「継続的な支援が必要」

神戸新聞 2016年4月25日



地震で倒壊した家屋＝熊本県西原村（三木市社会福祉協議会提供）

熊本県西原村に救援物資を運んだ稲見秀行さん＝三木市末広1、市民活動センター



熊本地震で被災した熊本県西原村へ、兵庫県三木市社会福祉協

議会ボランティア活動プラザみき所長の稲見秀行さん（59）が救援物資を届け、帰任した。現地の様子について「村の半数以上の家屋が倒壊し、土砂崩れなどの二次災害の恐れもある。いつまでこんな生活が続くのか不安に思っている被災者が多く、継続的な支援が必要」と指摘した。（後藤亮平）

20日夕方、同村社協から要望された紙おむつ、流動介護食品、消毒液、歯ブラシ、プライバシー確保のための間仕切りーなどの救援物資約1・5トンを搭載したトラックで出発。21日、福祉避難所になっている障害者施設などに届けた。

訪れた日は大雨のため土砂災害を警戒して避難指示や勧告が出され、避難所は被災者で混雑していたという。「生活用品中心の物資は非常にありがたがられた」と振り返るが、村指定の避難所以外にも近隣住民が共同で避難生活している集会所や納屋などもあるため「被災者の現状やニーズを村が把握しきれていないと感じた」と話す。

「飲料用の水や食料は間に合っているようだが、断水のためトイレは簡易式のくみ取りで、風呂がない避難所が多く、衛生面が気がかり」と心配する。

「被災者は日々の生活をどうするかで頭がいっぱいで、先のことを考える余裕がない。まずは、今後も続く避難所での生活環境を整える必要がある」とした上で「今後は生活用品に加え、倒壊家屋の片付けで出るがれきを集める土のう袋や厚手の手袋が必要になるだろう。被災者に寄り添った支援として何ができるか考えたい」と話した。

福祉避難所はパンク寸前 南阿蘇派遣の県職員、厳しい状況語る

中日新聞 2016年4月26日

熊本地震で本震のあった十六日以降、熊本県南阿蘇村に県庁職員の「先遣隊」として派遣された四人が二十五日、県庁で報告会を開き、「避難者を受け入れている介護施設がパンク寸前で介護者も疲弊していた」などと厳しい状況を報告した。

四人は健康医療課の北川信一郎室長ら医師や保健師、薬剤師。土砂崩落で橋が流失するなど甚大な被害を受けた南阿蘇村で、状況把握や医療態勢構築のための活動に当たった。

南阿蘇村では六カ所と聞いていた避難所が、到着すると十二カ所に増えているなど「日々状況は変化していた」という。本震後間もない時期は断水の上、歯ブラシやウェットティッシュが不足。感染予防が困難な状態に陥っていた。福祉避難所となる介護施設では介護者側の職員も被災者のため支援が不十分で、避難者も詰め掛けて施設はパンク寸前だったという。

しばらくして物資が行き渡るようになると、ペットフードも自由に取れるようになるなどペットにも目が行き届いていた側面もあった。

（井上靖史）

◆いま必要な物資を J A滋賀が近江米や茶を発送

熊本地震の被災地に救援物資を送ろうと、県内十六の J A と中央会、各連合会で組織する J A グループ滋賀は二十五日、野洲市の J A 全農しが野洲総合センターで、無洗米やお茶のペットボトルを十五トントラックに積み込み、被災地に向けて出発させた。



近江米など救援物資を積んだトラックの前であいさつする中川会長＝野洲市で

被災地の J A グループ熊本から入る情報を基に、先の見えない避難生活に不安な日々を送っている被災者が、いま必要としているものを優先して送ることにした。

トラックには近江茶のペットボトル（五百ミリリットル）二千四百本、五キロ入りの無洗米の近

江米（コシヒカリ）二千袋を積み込んだ。

出発式で J A 滋賀中央会の中川清之会長は「被災者は、いまだ余震が続く中で避難生活に不安が拭い切れない状況が続いており、少しでもおいしいお米を食べてもらいたい。復興に向けた取り組みが進むことを願っています」とあいさつ。

関係者は「がんばれ熊本」と連呼して、救援物資を積んだ運送会社のトラックを見送った。二十六日午前九時に熊本県合志市の J A グループ熊本災害対策本部に到着する。ゴールデンウィーク明けにはレトルト食品や紙カップなどを第二便として送る計画という。

（前嶋英則）

◆被災者の受け入れ、近江八幡市が決定

近江八幡市は、熊本地震の被災者を、現地で仮設住宅が整備されるまでの三カ月程度、市営住宅や公共施設で受け入れることを決めた。二十六日に担当職員二人を最も大きな被害を受けた熊本県益城町に派遣し、受け入れの案内チラシを配布する。

市は不自由な避難生活が長期化し、被災者の健康悪化が心配されているとして計画。琵琶湖などの写真を添え「琵琶湖畔の近江八幡市で心と身体を癒やしてください」などとつづった A 4 判の案内チラシ三百枚を作った。

受け入れは、先着五十人程度で罹災（りさい）証明が必要、申し込みの締め切りは五月二十日。滞在期間は六月一日から三カ月程度で、滞在期間の住居費（家賃と光熱費、水道代）は市が負担。（問）市危機管理課＝0748（33）4192

（前嶋英則）

ソーシャルビジネス融資、北陸 45%増 13 億円 昨年度

日本経済新聞 2016 年 4 月 26 日

日本政策金融公庫北陸創業支援センターは 25 日、社会問題をビジネスの仕組みで解決するソーシャルビジネスへの融資状況をまとめた。北陸 3 県の 2015 年度実績は前の年度比 45%増の 13 億 5700 万円だった。主に高齢者支援や福祉の関連で融資を活用する事業者が増えているという。

ソーシャルビジネスに加えて、NPO 向けの融資なども合算した。15 年度は件数も 166 件と 58%増えた。ソーシャルビジネスでは、高齢者の買い物を代行するサービスを手掛けたり、障害者が作ったグッズを仕入れて大手企業に販促用商品として活用してもらったりするといった例があった。

ソーシャルビジネスは事業性があり、採算がとれることが求められる。日本公庫では自治体と組んで事業者を支援する組織を作り、セミナーや合同相談会を開いている。

ハンセン病特別法廷 遅れた検証、踏み込みも甘く 産経新聞 2016年4月25日

最高裁がハンセン病患者を対象とした特別法廷について、謝罪した。ただ、その過ちの背景を「ハンセン病に対する当時の社会的差別」に求めたほか、有識者委による違憲の指摘について、平等原則は「十分な検証ができなかった」と明言を避け、公開原則は表面的な情報で「公開を意識した運用」とするなど、踏み込みの甘さが残った。

そもそもが遅きに失した検証だった。隔離政策廃止や、昭和35年以降の隔離政策を違憲とした熊本地裁判決確定など、最高裁が過去を直視するきっかけはいくらでもあったが、自ら清算することはなかった。

今回の検証も度重なる関係者の要望を受けたもの。外部の専門家を排した内向きの検証手法への批判の最中に有識者委を立ち上げるなど、その動きは最後まで受け身だった。

一方で、「開廷場所だったハンセン病療養所自体が隔離・差別の場であるという認識に欠けていた」と過去の誤りを認め、「個別具体的な検討をせずハンセン病患者についてのみ定型的な運用を行っていた」と指摘。公平であるべき裁判官にまで広まっていた差別に対する認識の低さを改めて浮き彫りにするなど、一定の成果があった。

現在でも、病気や障害、人種の違いなどによる差別の構図は変わらず残っている。今回の検証を教訓に今後、種々の裁判を通じてどのようなメッセージを発するのか。人権に最も意識的であるべき裁判所の姿勢が問われている。(大泉晋之助)

虐待急増で専門職増員...厚労省が児相強化プラン 読売新聞 2016年04月25日

厚生労働省は25日、児童虐待への対応を強化するため、児童相談所(児相)に勤務する児童福祉司などの専門職員を現在の4310人から2019年度までに1120人増やす「児童相談所強化プラン」を発表した。

人手不足の解消と、専門性を向上させることで、虐待の深刻化を防ぐのが狙い。同省は今後、自治体の人件費を措置する総務省に、増員を求めていく。

厚労省によると、15年4月時点で全国208児相には計約1万700人の職員がおり、このうち虐待対応の中心を担う専門職は4割を占める。一方、虐待の件数は14年度、約9万件で、5年前に比べて倍増しており、対応が追いつかなくなっているという。

このため、個々の虐待事案を担当する児童福祉司を、虐待が多い自治体に手厚く配置するなどして、今後4年間で550人の増員を目指す。また、虐待を受けた子供のカウンセリングなどを行う児童心理司は450人、母子保健に詳しい保健師は120人、それぞれ増やす。

群馬) 子どもからの信頼感、先生は低め? 大泉町調査 大道裕宣

朝日新聞 2016年4月26日

大泉町は25日、アンケート形式で実施した「子どもの生活」実態調査の結果を発表した。「あなたの話を、一番誰が聞いてくれますか」との質問に、「親」と答えた子が51・6%いたのに対し、「学校の先生」は2・0%しかなく、学校の先生への信頼感が低めに出ていることがわかった。

調査は、児童虐待や育児放棄、子どもの不登校などを減らす施策をつくるための基礎資料として2月に実施した。子どもには食事の実態、自己評価、放課後や休日に過ごす場所、相談相手などを聞き、親には結婚の有無、家族全体の収入、仕事、子どもと触れ合う時間などを質問した。

町が目にした子どもの回答で「話を聞いてくれる」相手では、親に次いだのは「友だち」(31・2%)、「兄弟姉妹」(6・2%)、「祖父母」(2・3%)などで、「先生」は5番目。「いない」(4・5%)という回答もあった。村山俊明町長は「教師への信頼度が思ったより低い」と語った。

認知症の人と家族 休養を 合志の若年性交流施設が受け入れ 熊本地震【熊本県】

西日本新聞 2016年04月26日

「みどりの小路 in ひかり野」で、自宅が被災した若年性認知症の男性と談笑する大久保裕子さん



「認知症の人と家族の会熊本県支部」が、熊本地震で被災した若年性認知症の本人や家族に対し、交流施設「みどりの小路 in ひかり野」（合志市須屋）の利用を呼び掛けている。支部によると、デイサービスなどの施設が利用できず、ストレスを抱える家族が増えているという。施設で本人を一時的に預かり、世話人が入浴介助などの要望に可能な限り対応する。世話人の一人の大久保裕子さん（66）は「被災のショックと認知症本人の見守りで、家族は二重に疲れているはず。一時的にも休養が必要」と話している。

16日未明の地震直後、若年性認知症の50代男性＝熊本市北区＝は、一家4人で近くの小学校に避難した。1人でトイレに行ったまま家族の元に戻らず、行方が分からなくなった。約1時間後、避難所から1キロ離れたコンビニ付近で警察官に保護された。

再び行方が分からなくなる心配と、頻繁にトイレに立つことへの周囲の目が気になり、妻は避難所生活を断念し、自宅に戻った。しかし男性が週3回通うデイサービスも被災したため、利用再開のめどは立たない。妻は「24時間目を離せず、家の片付けも進まない」と心労を募らせていた。

相談を受けた大久保さんら同支部の世話人は「みどりの小路」が電気や水道といったインフラに問題がないことを確認し、20日に男性を4時間半預かった。「お風呂に入りたい」という本人の要望を聞き、社会福祉士の資格を持つ大久保さんが、入浴の介助もした。

同支部には、この男性のケースと同様に「デイサービスを利用できなくなり、受け入れ先がない」という相談が複数寄せられているという。被災した世話人も多く、スタッフ確保が課題だが、大久保さんは「本人や家族のニーズを聞き、できる範囲でかなえたい」と話している。

3 保育園が再開＝被災者「片付けはかどる」—南阿蘇村・熊本地震

時事通信 2016年4月26日

熊本地震で休園していた熊本県南阿蘇村の村立保育園が26日午前、子供の預かりを再開した。被災者は「家の片付けがはかどるので助かります」と話した。

再開したのは三つの村立保育園で、当面午前9時～午後3時に限って預かる。河陽地区にある「ちょうよう保育園」は建物に被害がなく、143人の園児のうち32人が元気に登園した。断水が続いており、敷地内に止まった給水車から自衛隊員がポリタンクに入れた水を運び入れていた。

3歳の娘を預けにきた北野かおりさん（35）は「娘は保育園で遊びたいとずっと言っていた。預けている間に家の片付けもできるので助かります」と話した。ブロックで遊んでいた首藤逢彩ちゃん（3）は「保育園楽しい」と笑顔を見せた。

保育士の後藤真理さん（49）は「元気な顔を見て安心した。ただ、不安定な子供もいるのでいつも通り接したい」と話した。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

